

0023

G41	字	3	20	永
	號	發	元	本
	期			
	日			

航空路

0024

総務	5	係	20	不
関係		機		永

電報第三二九〇ノ四

航空本部  
軍務局長  
第一課長  
總務部長  
昭和四年九月十日  
横鎮 参謀長  
吳鎮 参謀長  
本航空輸送株式會社航空部  
首題、件、別紙寫甲、照會、  
回答有之候、付右申了知相成度  
(54) 我寫ニ示

海軍

4.9.21 横

本航 4.9.20 度

4.9.21 横

航空本部

9.29

軍務局長

0025

軍令部

航空本部

軍務局

2

軍務第三一九號ノ三

空技第八七二號

昭和四年九月二十日



第二課  
第一課  
海軍省



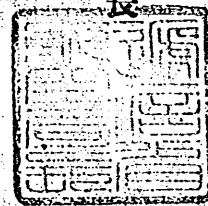
務局

長 殿



遞信省 航空局

長



遞信省

日本航空輸送株式會社航空路ニ關スル件  
昭和四年九月六日附軍務二第三二九號ヲ以テ照會有之候首題ノ件夫  
々關係者ニ通牒候條御了知相成度候

長 殿  
航空輸送株式會社  
代表取締役  
長 殿

9.21  
空技



附 箋 紙

昭和 年 月 日

海軍省軍務局

昭和四年

三月二十九日

海軍省軍務局

昭和四年

三月二十九日

海軍省軍務局

昭和十三年九月八日

海軍省軍務局

軍務局長

航空本部

第一課長

軍令部

昭和十三年九月八日 發布濟

軍務局第一課長

陸軍省軍務局防備課長宛

日本航空輸送株式会社航空路案内件 照会

首題ノ件ノ関シ別紙ノ如ク通シ照會致サレ候

ニ付申付テ及通知候

(別紙一紙)

(終)


模造中葉十三行野紙(富井納)

軍務第三一九號

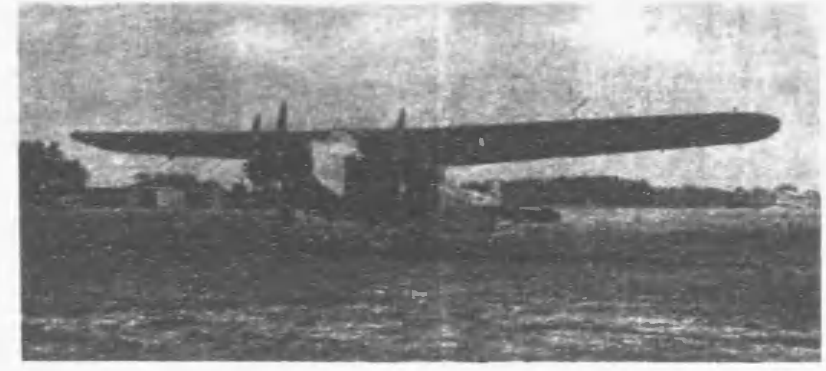
海軍



# 分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影順序	<table border="1" data-bbox="496 472 970 730"><tr><td data-bbox="496 472 735 730">1</td><td data-bbox="735 472 970 730">2</td></tr></table>	1	2
1	2		
分割撮影 した 理由	A 3判以上のため		
<p>上記のとおり分割撮影したことを 証明する</p> <p>12年 11月 8日</p> <p>主務者又は 撮影立会者 三浦 悟 </p>			

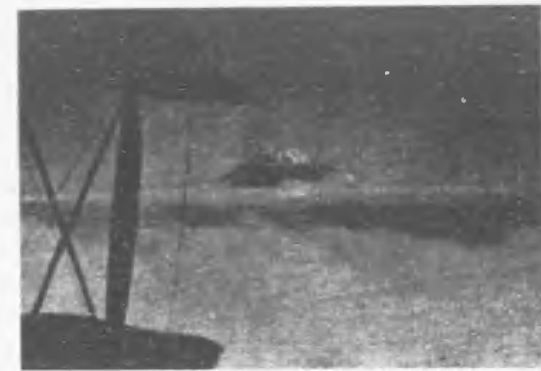
フォッカー F VII 機



空中から見た箱根蘆ノ湖



空中から見た富士山



空中から見た瀬戸内海



6200

### 旅客輸送開始

當社の航空輸送は機體準備の都合上本年四月より先以て郵便物及貨物のみに就き運航を開始しました事は皆さん御承知の通りであります。先づ差當つては東京、大阪、福岡、來る七月十五日より旅客輸送を開始することになりました。先づ差當つては東京、大阪、福岡、間九月頃には漸次朝鮮海峡を越えて蔚山に至り、京城、平壤を経て大連を訪れる事が出来る様になります。

一體、交通機關の速力の遅延は文明の程度を如實に示現して居ると云へませう。現代交通上の趨勢は空路の開發に全力を注いで居ると云ふのが各國の實狀で、之に伍して進めない國は文化の道連れに成れないと言つた状況にあるのであります。遅れ馳せながらも茲に實現の悦びを皆さんと共に味ふ事になりましたのは快心の至りに存じます。

靑島や馬で山坂を越へ、荒れ狂ふ海を船で渡つたのは早や過去の語草で、飛行機の出現は是等を遂に夢物語と化し、鳥ならぬ身の大空の中、居ながらにして箱根や大井川を越へ、而も非常な速さを以て完全に鮮満の野を突破し得る時代を現出せしめたと云ふ譯であります。何卒此の新生交通機關を御利用あらん事を切望致します。

### 空の旅—安全、愉快、迅速

一般の方々はまだ飛行機と云へば、船の様に揺れて「気持ちが悪くならないか」、又は高い所へ昇るから「目がまわりはしないか」等と云ふ考へを抱いて居られる様ですが、一度でも飛行機に乗つたならばこれが全然杞憂に過ぎないことがお判りになります。況んや我々社使用の旅客機は現代に於ける一流のもので、その安全な事は勿論、乗心地の好さは定評があり上昇、降下の際には滑らかに快く、航空中は自動車等よりはすつと楽に些の揺れなく、刻々に變る美しい景色を眺めながら愉快に飛んで参ります。操縦士、機關士等は我國一流の優秀者のみを厳選し「絶対安全輸送」を標榜して居ります。旅客室の設備は爽快に且つ廣くユツタリと作られ、窓は特に眺望を好くする様に作られてあり、居ながらに下界の美景を恣にする事が出来ます。快いクッションに倚つて、あの壯麗なる富士山、パノラマの如き瀬戸内海の島々等、指呼の間に眺めながら、短時間に數百里に及ぶ目的地に到着する事が出来るのは想像するに愉快ではありませんか。更にその迅速の點に至つては從來の交通機關の比ではなく、例へば東京、大阪間を汽車で十二時間要する所を僅々二時間半で到着すると云ふ昔の人の夢想だにしない事案が實現され、又朝東京を出發した旅客は一夜泊りで既に翌日の午前中には遠く海を越へた満洲大連に在ると言つた狀況で正に「世界の縮少」とも申すべきでせう。

### 使用飛行機

本社使用の旅客機は、現に海外諸國で用ひられて居る幾多種類の旅客機中實績に於て抜群の定評あるもので、専門家の只管、推賞する優秀安全なる折紙附のものばかりです。即ち其主なものに就て述べますと、大體次の如くで御座います。

A、和蘭 フォッカー會社製  
フォッカー F7型(ライト、ホワールウキンド三百馬力 三臺付)  
乗員 二名 旅客 八名乗

B、米國 アトランティック飛行機會社製  
フォッカースーパーユニバーサル(ブリストルジュビター四五〇馬力 一臺付)  
乗員 二名 旅客 六名乗

右の内「フォッカーF7型」は、我國に於ける最初の三發動機付旅客機でありまして乗心地の快適、性能の優秀共に歐米航空界に於て噴々たる名譽を有するものであります。機体の全長約五十呎(八間、高さ約十三呎二間)、「フォッカー」の特徴たる厚翼は全部ベニア板で張り、全面積六三〇平方呎即ち疊三十五疊敷の廣さがあり、如何に巨大なるかはこの翼一つで凡そ想像されませう。

又「フォッカー、スーパーユニバーサル」機は矢張り同じく、所謂「フォッカー型」で前者と同様の優秀機で只坐席が六人乗になる丈で御座います。

### 發着時間表

下		上	
東京(立川)	大連(周水子)	東京(立川)	大連(周水子)
發 前 八〇分	發 前 七〇分	發 前 七〇分	發 前 八〇分
着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分
發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分
着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分
發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分
着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分
發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分
着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分
發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分
着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分
發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分	發 前 一〇分
着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分	着 前 〇分

備考 一、太字ノ時間ハ旅客、貨物、郵便物共、其他ハ郵便物、貨物ヲ輸送致シマス  
二、福岡、蔚山間ハ八月中旬ニ、蔚山、大連間ハ九月初旬ニ上海線ハ昭和五年度ヨリ夫々旅客輸送開始ノ見込デス

### 旅客運賃

東京—大阪間 三〇圓 福岡—京城間 四〇圓  
大阪—福岡間 三五圓 京城—大連間 四〇圓  
市内營業所と飛行場間は會社に於て自動車を以て無料で送迎致します。

### 運送規程抄

- 航空券
  - 航空券は一週間前より各營業所及飛行場で發賣しますから、成るべく早く御購求下さい。但し満員其の他の事情で已むを得ず御断りする事があります。
  - 航空券は記名式ですから他人に譲渡する事は出来ません。但し發航以前早くより御相談があれば譲渡に同意する場合もあります。
  - 航空券は券面に指定してある日及航空便にのみ有効であります。
  - 左に掲ぐる旅客は搭乗をお断り致します。
    - 精神病者、傳染病者、薬品中毒者、泥酔者
    - 重病者又は十五歳未満の小兒にして附添人なきもの
    - 法定代理人の作成したる搭乗承諾書を所持せざる未成年者
    - 武器(職務上携帯するものを除く)、火薬、爆發物、他に腐蝕を及ぼすべき物品、引火し易き物品其の他航空機、旅客又は貨物に危険を及ぼす虞ある物品の携帯者
    - 輸出入禁制品の携帯者
    - 旅客に迷惑を與ふるが如き物品其の他當該航空機に依る輸送に不適當なる物品又は動物の携帯者
  - 運賃拂戻
    - 搭乗謝絶 會社は航空に當り、旅客の輸送をお断りする事があるかも知れません。然し此の場合には運賃は拂戻致します。
    - 遅延又は缺航 會社は天候其の他已むを得ざる事由あるときは、發航を遅延し又は缺航することがあります。此の場合旅客が搭乗しない時は、御請求により航空券の引換又は運賃の拂戻を致します。
    - 途中不時着陸 途中不時着陸なし前途の航空が不能になつた場合旅客の請求あるとき





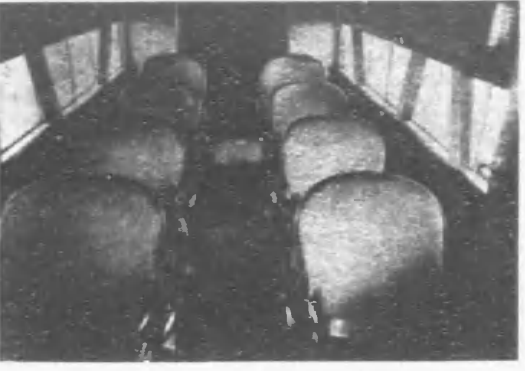
空中から見た瀬戸内海



スーパリーユニバーサル旅客機



フォッカーF VII 機内部



運送規程抄

- 一、航空券
  - (一) 航空券は一週間前より各営業所及飛行場で發賣しますから、成るべく早く御購求下さい。但し満員其の他の事情で已むを得ず御断りする事があります。
  - (二) 航空券は記名式です。他人に譲渡する事は出来ません。但し發航以前早くより御相談があれば譲渡に同意する場合もあります。
  - (三) 航空券は券面に指定してある日及航空便にのみ有効であります。
  - (四) 左に掲ぐる旅客は搭乗をお断り致します。
    - (一) 精神病者、傳染病者、薬品中毒者、泥酔者
    - (二) 重病者又は十五歳未満の小児にして附添人なきもの
    - (三) 法定代理人の作成したる搭乗承諾書を所持せざる未成年者
    - (四) 武器(職務上携帯するものを除く)火薬、爆発物、他に腐蝕を及ぼすべき物品、引火し易き物品其の他航空機、旅客又は貨物に危険を及ぼす虞ある物品の携帯者
    - (五) 輸出入禁制品の携帯者
    - (六) 旅客に迷惑を與ふるが如き物品其の他當該航空機に依る輸送に不適當なる物品又は動物の携帯者
  - (五) 運賃拂戻
    - (一) 搭乗謝絶 會社は航空に當り、旅客の輸送をお断りする事があるかも知れません。然し此の場合には運賃は拂戻致します。
    - (二) 遅延又は缺航 會社は天候其の他已むを得ざる事由あるときは、發航を遅延し又は缺航することがあります。此の場合旅客が搭乗しない時は、御請求により航空券の引換又は運賃の拂戻を致します。
    - (三) 途中不時着陸 途中不時着陸なし前途の航空が不能になつた場合旅客の請求あるときは運賃の一部を拂戻し致します。
    - (四) 旅行中止 航空券購入後、御都合により旅行中止をなさる場合、指定航空機出發の前日正午迄に會社の營業所へ搭乗取消の通知をなし、搭乗券を返却された時は運賃半額の拂戻を致します。正午以後は一切拂戻を致しません。
- 二、乗客心得
  - (一) 航空は天候其の他の事情で、缺航又は遅延する事がありますから、豫め本社營業所又は飛行場につき御問合せ下さい。
  - (二) 旅客は航空機出發の二十分前迄に飛行場へお出下さい。
  - (三) 旅客は左に掲ぐる事項は固くお守り下さい。
    - (イ) 會社係員の指圖なくして航空機に出入せざること。
    - (ロ) 航空中室の扉に手を觸れざること。
    - (ハ) 他の乗客に迷惑を與ふるが如き言動を爲さざること。
    - (ニ) 其の他會社係員の指示に従ふ事。

手荷物

携帯手荷物 御一名に付重量十五キログラム(約四貫目)迄は無賃で運送致します。重量超過手荷物 超過重量に對しては、別に定むる運賃で輸送致します。但し航空機に餘積のない場合は御断り致します。託送手荷物 手荷物を御預りして輸送する場合には、運送状は要りませんが、其の他は凡て本社運送規程中の手續により取扱ひます。

航空郵便

一、通常郵便	
内地相互間及鮮滿相互間	超過重量 十五キログラム迄
内地、鮮滿相互間	超過重量 十五キログラム以上は 十五キログラム以上は
	一キロ毎に 一キログラム以上は 一キログラム毎に 一キログラム以上は

航空貨物

一、通常郵便		内地相互間		内地、鮮滿相互間	
有封書	重量四匁又は其の端數毎に	十	八	十	八
無封書	重量十匁又は其の端數毎に	十	七	十	七
封書	重量二十匁迄	八	八	八	八
第一種	重量二十匁迄	二十五	五	二十五	五
第二種	重量二十匁迄	二十五	五	二十五	五
第三種	重量二十匁迄	二十五	五	二十五	五
第四種	重量二十匁迄	二十五	五	二十五	五
第五種	重量二十匁迄	二十五	五	二十五	五
小包	重量二百匁迄	一圓	十二	一圓	十二
普通書	重量二百匁迄	一圓	十八	一圓	十八
速達取扱	速達郵便を取扱ふ地域に宛てた速達便は更に八錢の出し方「航空」と朱書き郵便局窓口若しくは「空色ポスト」へお出し下さい。尤も一般の「ポスト」でも差支ありませんが少し遅れる恐があります。				

◎詳細は各地營業所へお尋ね下さい。

昭和 年 月 日(曜日) 0800

搭乗月日 午後 時 分出發 午後 時 分到着

區 間

機體記番號


操縦士

天候

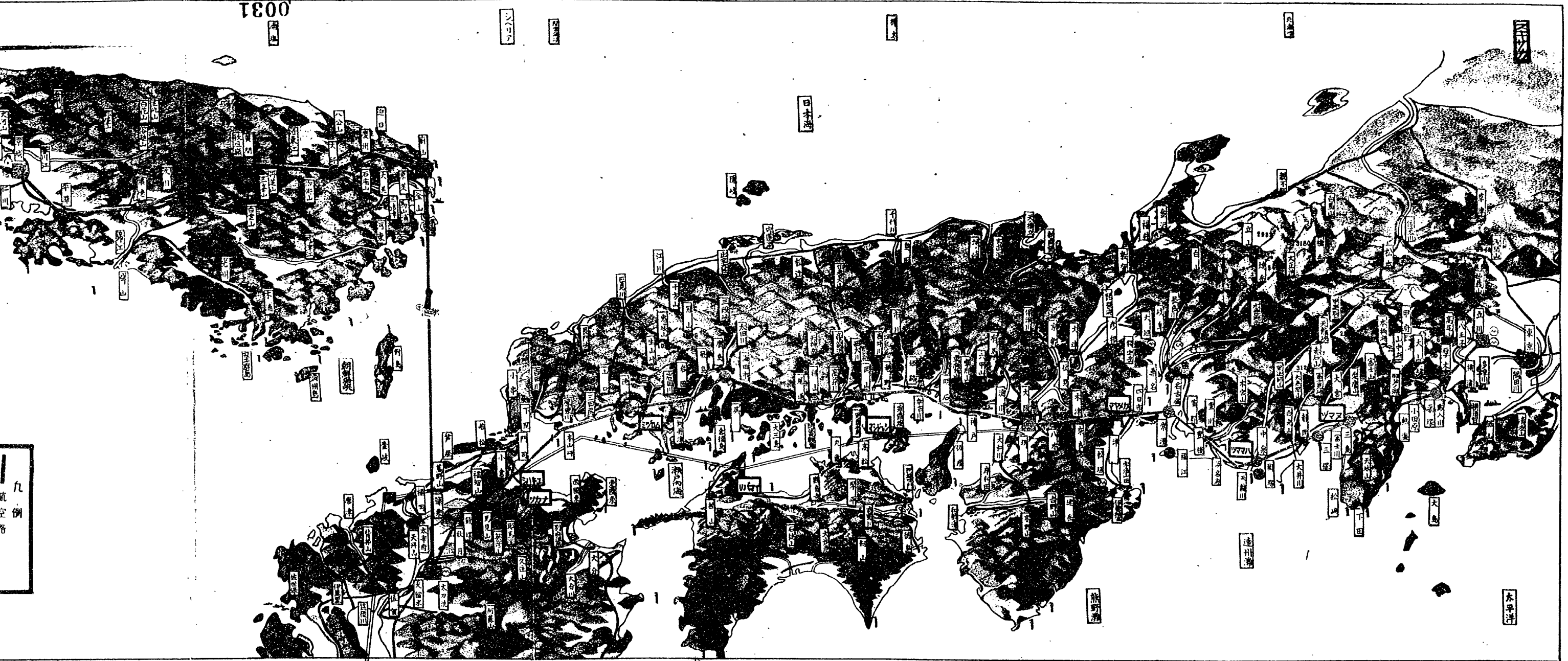
同伴者 御感想

御氏名

# 分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影順序	<table border="1" data-bbox="502 459 973 716"><tr><td data-bbox="502 459 742 716">1</td><td data-bbox="742 459 973 716">2</td></tr></table>	1	2
1	2		
分割撮影 した 理由	A 3判以上のため		
<p>上記のとおり分割撮影したことを 証明する</p> <p>12年 11月 8日</p> <p>主務者又は 撮影立会者 三浦 悟</p> <p style="text-align: right;"></p>			

0031



九  
航  
例

海上航空路 時間50分 330和

1時間50分 240和

2時間50分 509和

2時間20分 425和

京 城	22分 66和	平 澤 面	25分 75和	横 濱 面	33分 103和	大 邸 府	29分 86和	蔚 山 (蔚山飛行場)	1時間50分 240和	福 岡 (北九州飛行場)	50分 150和	徳 山 市	24分 73和	廣 島 市	47分 140和	岡 山 市	50分 146和	大 阪 (湊町飛行場)	33分 100和	鳥 山 市	41分 125和	淡 路 市	37分 110和	沼 津 市	30分 90和	東 京 (立川飛行場)
--------	------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------------	----------------	--------------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------------

THE JAPAN AIR TRANSPORT CO., LTD.

客 施  
航 空 輸 送 案 內  
線 連 大 一 京 東

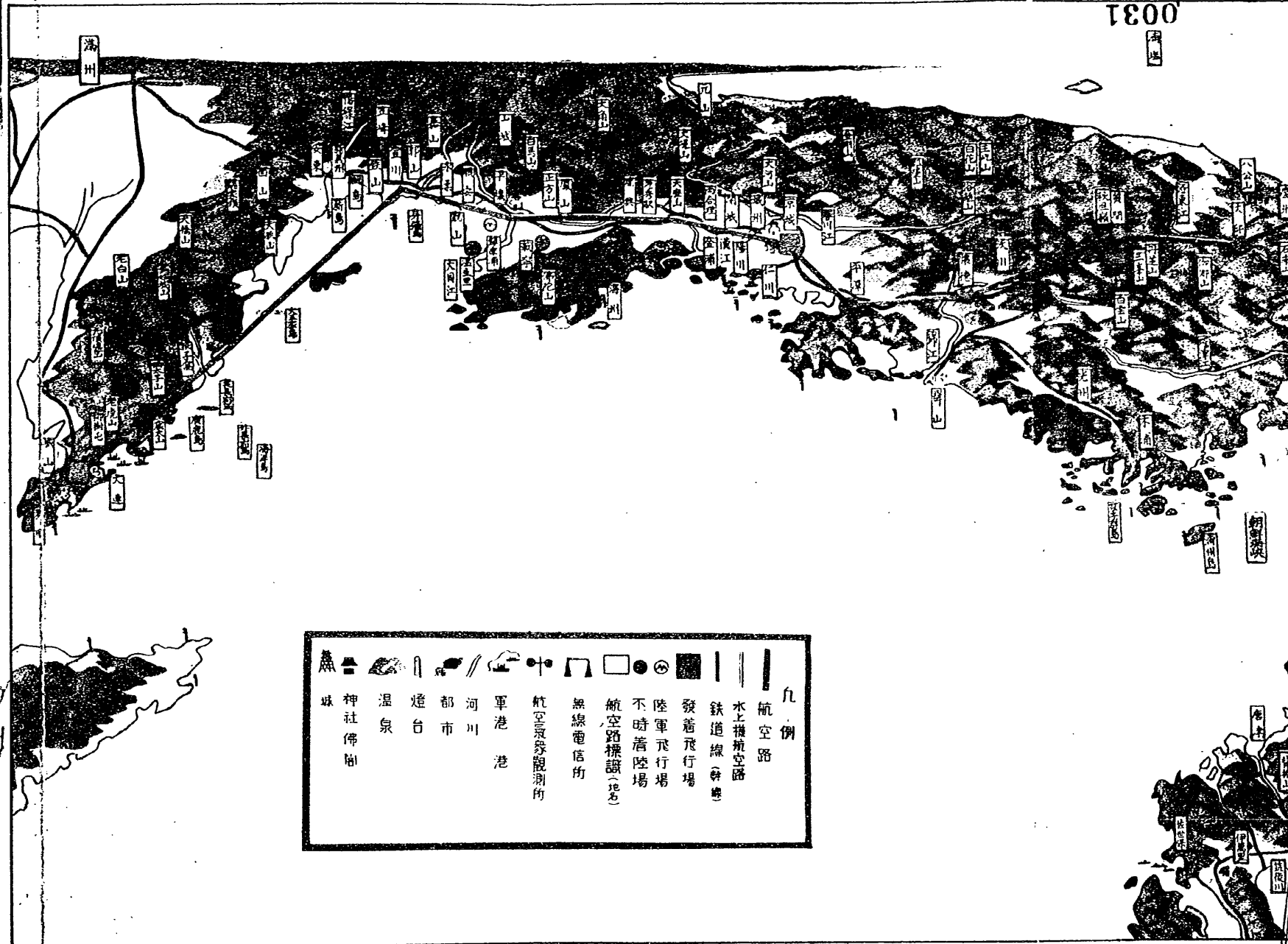


社 會 式 株 送 輸 空 航 本 日

- 東京營業所 芝區櫻田本郷町七、飛行館 電話銀座二五六六番
- 大阪營業所 大阪市北區會根崎中二ノ三 第一會根崎ビル 電話北區五七七六番
- 福岡營業所 福岡市上西町一八 電話五〇二四番
- 京城營業所 京城市古市町四三 電話本局一七〇九番
- 大連營業所 大連市紀伊町八五 電話五五五一番
- 蔚山出張所 蔚山 朝鮮
- 平壤出張所 平壤 朝鮮

本社 東京市麴町區丸ノ内二丁目丸ビル三階 電話丸之内四六八番(庶務)四八〇七番(營業)四六四九番(技術)

社 會 式 株 送 輸 空 航 本 日



凡例

- 航空路
- 水上機航空路
- 鉄道線(幹線)
- 發着飛行場
- 陸軍飛行場
- 不時着陸場
- 航空路標識(凡例)
- 無線電信所
- 航空夜視器測所
- 軍港
- 河川
- 都市
- 燈台
- 温泉
- 神社佛閣

大連	27分 80和	龍子宮	1時間16分 222和	宣川面	38分 112和	平壤	35分 100和	慈泰碑	35分 100和	京城	22分 66和	平澤面	25分 75和	康徳面	33分 103和	大邱府	29分 86和
----	------------	-----	----------------	-----	-------------	----	-------------	-----	-------------	----	------------	-----	------------	-----	-------------	-----	------------

軍令部

軍務局長

第一課長

局

員

部

部

部

横造年表十三行四

本航  
4.10.19  
度

航空部

陸軍部

海軍部

航空部

陸軍部

海軍部

航空部

陸軍部

海軍部

航空部

陸軍部

海軍部

航空部

陸軍部

海軍部

昨年未進候陸軍海軍三者に於て懐議中、  
 航空禁止制限及撮影禁止取締規定、候聯  
 今般陸軍省軍務局より島田航空兵少佐が  
 日会社大連航路より乗飛行航空路、視察を行  
 った候ハ、係り航空本部、室井少佐が海軍例  
 より同乗視察スル事、懐議中、處、梶子別  
 紙、日程より実行スル事、陸軍省例より内談  
 云之ナリ、日会社ハ無償搭乗ヲ認ス  
 視察事次トシテ、梶子九記、依り依頼スル事、後

海軍

(四、富井納)



記

一、軍港要港規則及要塞地帯法ノ規定以外航  
 空禁止ヲ要スル区域（取締上及民百般空禁勅上見地ヲ）  
 二、航空路上ノ軍港其他海軍重要施設（平塚  
 火薬廠 徳山燃料廠等）並ニ要塞地帯ヲ觀測  
 二得ル程度 出来得ル之ヲ 誦重要地帯ノ写真  
 撮影 取締ニ關スル所見（高度 巨高等）  
 三、要塞地帯法軍港規則其他禁止制限ノ為 蒙ル  
 繰上 飛上ノ影ヲ  
 四、并可航空路ノ這不（取締上 繰上）  
 五、其他  
 退テ之ノ要スル旅費一部 航空本部 支合スル  
 奉 差支十ノ是ハナリ

海軍

模造平素十三行野紙

(四、四 富井稿)



東京・大阪・福岡・大連線 旅客・貨物・郵便物共

時 間 表		日 休		日 休		日 休		日 休	
金水月		土 木 火		日 休		日 休		日 休	
回 一		回 一		回 一		回 一		回 一	
東京	大阪	福岡	大連	東京	大阪	福岡	大連	東京	大阪
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
午前 八時	午前 八時	午前 八時	午前 八時	午後 一時	午後 一時	午後 一時	午後 一時	午後 一時	午後 一時
午後 二時	午後 二時	午後 二時	午後 二時	午後 四時	午後 四時	午後 四時	午後 四時	午後 四時	午後 四時
午後 六時	午後 六時	午後 六時	午後 六時	午後 七時	午後 七時	午後 七時	午後 七時	午後 七時	午後 七時
午後 八時	午後 八時	午後 八時	午後 八時	午後 九時	午後 九時	午後 九時	午後 九時	午後 九時	午後 九時
午後 十時	午後 十時	午後 十時	午後 十時	午後 十一時	午後 十一時	午後 十一時	午後 十一時	午後 十一時	午後 十一時
午後 十二時	午後 十二時	午後 十二時	午後 十二時	午後 十二時	午後 十二時	午後 十二時	午後 十二時	午後 十二時	午後 十二時

金貨物荷手・客旅		金貨物荷手・客旅		金貨物荷手・客旅		金貨物荷手・客旅		金貨物荷手・客旅	
東 京		大 阪		福 岡		大 連		大 連	
東 京	三〇四	大 阪	六五圓	福 岡	八三圓	大 連	一〇五圓	大 連	一四五圓
大 阪	三五圓	福 岡	一八圓	大 連	七五圓	大 連	八八圓	大 連	一一五圓
福 岡	一八圓	大 連	四〇圓	大 連	五三圓	大 連	六二圓	大 連	八〇圓
大 連	一八圓	大 連	一三圓	大 連	四〇圓	大 連	二七圓	大 連	二七圓
大 連	二七圓	大 連	二七圓	大 連	二七圓	大 連	二七圓	大 連	二七圓

一、航空券は発航日の一週間前より各営業所に於て發賣致します。  
 一、營業所と飛行場間は會社自動車で無料御送迎致します。  
 一、營業所からの自動車は當該航空機出發二十分前に飛行場へ着く様に出しますから相當早目に營業所へ御集り願ひます。  
 一、直接飛行場へ御出での方は航空機の出發二十分前に必ず御出で下さい。  
 一、航空券御購入後御都合により旅行中止をなさる場合には指定航空機出發の前日正午迄に發賣營業所へ搭乗取消の通知をなし航空券を御返却下されば運賃半額の拂戻しを致します、それ以後は一切拂戻を致しません。  
 一、手荷物に餘り多くなると都合に依り御断りせねばならぬ場合がありますから可成御手配願ひます。  
 一、御服装に就ては普通の通りとするし、別段防護具等の必要はありません。  
 一、航空保險の御契約は各營業所に於て御取次致します。  
 (其他詳しくは最寄營業所へ御問合せ下さい)

金貨物貨		金貨物貨		金貨物貨		金貨物貨	
内地相互間及鮮滿相互間		内地相互間及鮮滿相互間		内地相互間及鮮滿相互間		内地相互間及鮮滿相互間	
各營業所發着	一キログラム(約二百六十六分)	每	二	一キログラム	每	二	一キログラム
各營業所よりの配送料	一キログラム	每	二	一キログラム	每	二	一キログラム
内地(東京市内、立川町内、大阪市内、福岡市内)	四キログラム毎	二	二十五錢	内地(東京市内、立川町内、大阪市内、福岡市内)	四キログラム毎	二	二十五錢
朝鮮及滿洲(蔚山市内、京城市内、平壤市内、大連市内)	四キログラム毎	二	三十錢	朝鮮及滿洲(蔚山市内、京城市内、平壤市内、大連市内)	四キログラム毎	二	三十錢

0035



4800

218230

陸軍省  
馬向以任心  
張情

軍務二課  
陸軍省

自 立川 往復旅行日程		室 井 少 佐
月 日 曜	行 動	
十月廿六日 土	午后二時立川發(飛行) 午後四時三十分大阪着 大阪一泊	
廿七日 日	午前十一時十分大阪發(飛行) 午後二時十分福岡着 福岡一泊	
廿八日 月	午后二時廿分福岡發(飛行) 午後四時十分蔚山着 蔚山一泊	
廿九日 火	午前八時蔚山發(飛行) 午後一時三十分大連着 大連一泊	
卅一日 水	午后九時三十分大連發 奉天飛行場視察	
十一月一日 金	午前六時四十分奉天着 奉天飛行場視察	
二日 土	午后三時三十分奉天發 京城飛行場視察 京城一泊	
十一月三日 日	午前十時京城發 午後八時二十分釜山着	
十一月四日 月	午后九時三十分釜山發 午前七時下ノ關着 午前九時下ノ關發	
	午前八時二十五分東京着	



海 軍

東京、大連、奉天、奉天、奉天

旅順牛車十三行買取 (富井純)

猪鬃 (北)	19.26 (含材料費)	
" (奉天及南滿)	43.32 ( " )	
船隻 (大連及遼陽)	12.15	
白布 4口 (北)	24.00	
" 3 (北)	21.00	
" 3 (南滿)	21.00	508 船
猪鬃 2 (北)	16.00	陸軍事務局
" 1 (北)	7.00	陸軍事務局
" 1 (北)	10.00	充當 2024-3 解
" 2 (北)	16.00	
" 2 (南滿)	26.00	
尾車料 1	2.50	
		2/8.23

10038

海軍

東京、大連、往復

鉄道年報十三行路帳 (富井純)

船賃	19.26
船賃	55.00
船賃 5 (甲)	30.00
" 2 (南)	19.00
" 1 (北)	6.00
船賃 2 (甲)	16.00
" 1 (乙)	7.00
" 1 (北)	8.00
" 1 (南)	13.00
(168.26)	

0039

海軍

6700

5





一此後

行幸ニ関スル航空取締一切ハ航空局ヲ於テ規定ヲ  
定メ且自各地各却關係一向シ奉送セリトノリ

(航空法第一八五号参照)

一航空法第三十條 航空航路及航空場陸上ニ在リテハ航空法ニ非サハ場所

水上ニ在リテハ命令ヲ以テ禁止場所ニ於テ航行又ハ若陸上ニ於テ得  
ズ但し故障差クハ避難ノ為其ノ他已ニコトヲ得ル事由アル中又  
ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ先此限ニ在ラズ

一航空法施行規則 第百十條

航空巨艦五百キロメートル以上ノ無著陸級航空ヲ為サントスル中  
其主備者又ハ當該航空機ノ操縦士航空ノ目的日時区域  
使用航空機其他計劃ノ詳細ヲ見シ實施期ハ五日前迄ニ決定スル

三動出スル

海軍

模造半葉十三行紙

軍務局



航空本部

儀第 四三八九

昭和四年五月廿日

第二課

和歌山縣知事

第一課

海軍省軍務局長殿

(注)

飛行許可證出之關し照會

別紙寫通朝日新聞社航空部長村山長

峯等より飛行許可證を付すハ許可部

合又有之儀第一應貴方御意見相伺致

和歌山縣知事

昭和四年五月廿日  
4.5.9  
文書

0044

8008

秋  
新  
ぬ  
照  
合  
々

禾  
哥  
レ  
鼎

航空法。

第三十九條

航空法  
の施行

空

昭和四年四月二十七日

大坂市北區中之島三丁目二番地

株式會社朝日新聞社

航空部長 打山 長 兼 印

和歌山縣知事 野中 耐 政

飛行免許可なり

天皇陛下 貴族院閣下 地方各地之行幸

時ハ丁候ニ於テハ此種豫定ニテ

臨時飛行致シテ候旨特別ノ

日次山系



和歌山縣

節論議より節新可被成下存  
飯節是津上北

目的 射步紙上掲載ノ寫真系籍控申

輸送

日時 昭和四年五月二十日ヨリ  
五月二十九日迄  
二五〇〇日毎日午前午後各二回

宛ノ豫定

又 域大阪(東京、練馬場、又、木津川、飛田、  
行場) 一、東京(芝、又、代々木)





